

みやざき文化振興計画（仮）

～文化でつくる、一人ひとりが生き生きと活躍できる社会～

■ 文化の振興等の基本理念

文化は、生きる喜びをもたらし、創造性と郷土愛を育み、人と人とのつながりや互いに理解し尊重し合う場を提供する県民共通の財産です。そのため、年齢や障がいの有無、居住する地域などにかかわらず、県民誰もが文化に親しむことができる地域社会を目指していく必要があります。令和4年3月14日に制定した宮崎県文化振興条例（以下「条例」という。）では、文化の振興等にあたっての基本理念を定めました。

- ◆県民一人ひとりが文化活動の主体であるという認識の下での自主性の尊重
- ◆文化活動を行う者の創造性の尊重、能力発揮
- ◆県民が等しく、文化を鑑賞し、参加し、創造することができるようにすること
- ◆文化に対する県民の関心と理解を深めること、文化の多様性の尊重
- ◆県民が郷土への誇りと愛着をもって本県の文化を将来に継承できるようにすること
- ◆本県文化の発信、文化を通じた交流の推進
- ◆子どもに対する文化に関する教育の重要性
- ◆文化と観光、まちづくりなどの各施策との有機的な連携
- ◆県民、文化団体等、教育機関、事業者、行政との連携・協力

■ 計画の性格

この計画は、条例第9条に基づき、今後の県の文化の振興等に関する施策を推進するための基本的な方針を定め、文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるものです。

また、宮崎県総合計画を上位計画とする部門別計画、文化芸術基本法第7条の2第1項に規定する地方文化芸術推進基本計画及び障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条第1項の規定による基本計画として位置付けるものとなります。

■ 策定の趣旨

昨今の社会情勢や本県の文化振興を取り巻く諸情勢の変化に対し、今後の本県の文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、策定しました。

■ 対象期間

令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度）までの4年間とします。

文化振興の基本施策と施策の展開

■ 基本目標

文化でつくる、一人ひとりが生き生きと活躍できる社会

■ 目指す姿

- あらゆる人々が文化を楽しみ、親しむことのできるみやざき
- 誰もが文化活動の主役となり、その能力を発揮できるみやざき
- 郷土の文化に誇りと愛着を持ち、活発に交流するみやざき
- 文化により皆がつながり、地域が活性化するみやざき

■ 基本施策の方向性

○ 文化の裾野の拡大

より多くの県民が文化に興味と関心を持ち、理解を深められるような環境・人材づくりを行っていきます。

○ 他分野との連携の推進

文化の有する創造性や多様な価値を生かし、異なる分野の主体や施策と連携し、地域の魅力を増進する

本県の文化の現状等を踏まえ、今後とるべき施策の基本的な方向については、「～文化でつくる、一人ひとりが生き生きと活躍できる社会～」に向け、基本施策の方向性を踏まえつつ、次の3つを基本施策とした各種の具体的な施策を展開していきます。

3つの基本施策は密接に関連しており、施策の展開にあたっては、相互に連携を図ることにより、施策の効果を高めていきます。

基本施策

施策の展開

文化を実感できる
環境づくり

施策1 文化に対する理解の醸成等

- ①文化に関する学習機会の充実
- ②芸術家との交流
- ③イベント等を契機とした県民参加の拡大
- ④イベント等を活用した発信力の強化

施策2 県民の鑑賞等の機会の充実

- ⑤多様な鑑賞機会の充実
- ⑥アウトリーチ活動の充実
- ⑦文化祭や美術展などの発表機会の充実

施策3 文化施設等の充実及び活用の促進

- ⑧文化施設相互の連携の促進
- ⑨文化施設と多様な主体との連携・協働の推進
- ⑩助成制度などの積極的な活用
- ⑪地域文化の拠点としての機能の充実
- ⑫文化の鑑賞等に係るバリアフリー化

施策4 事業者による文化活動等の促進

- ⑬企業等の行う文化支援活動に関する情報の発信
- ⑭従業員等に対する創作活動や鑑賞機会の提供の促進

文化を支え、育む
人づくり

施策5 郷土に対する誇りと愛着の醸成

- ⑮地域の伝統文化の継承
- ⑯「ふるさと学習」の充実
- ⑰郷土先覚者の顕彰
- ⑱郷土文化に関する情報の発信

施策6 子どもの感性等の育成

- ⑲子どもの文化に触れる機会の充実
- ⑳子どもの創作・発表機会の充実
- ㉑文化芸術教育に携わる教員の研修機会の充実

施策7 障がいのある人の文化活動の充実

- ㉒障がい者の文化に触れる機会の充実
- ㉓障がい者の創作・発表機会の充実

施策8 高齢者の文化活動の充実

- ㉔高齢者の創作・発表機会の充実
- ㉕世代間交流及び知識・経験活用の促進

施策9 文化の担い手の育成及び確保

- ㉖文化芸術を担う人材の育成・支援
- ㉗文化活動を支える専門的人材の育成・支援
- ㉘地域文化を担う人材の育成
- ㉙文化財の保護・継承を担う人材や団体の育成・支援
- ㉚文化団体等に対する活動の支援

施策10 文化の顕彰
③1 顕彰制度の充実

文化を活用した
地域づくり

施策11 文化を生かした地域の活性化
③2 文化財の調査や指定・登録の推進
③3 文化資源を活用した地域づくりの推進
③4 食文化の振興と情報発信
③5 ユネスコ無形文化遺産・世界文化遺産登録に向けた活動の推進

施策12 文化を生かした産業の活性化
③6 文化資源の掘り起こし
③7 文化資源の情報発信
③8 文化資源を活用した観光の振興
③9 文化資源を活用した産業の振興

施策13 文化による交流の推進
④0 地域間交流の促進
④1 国際的な文化交流の推進
④2 多様な文化交流の促進
④3 各主体によるネットワークの構築

■ 施策の推進について

○各主体の役割

(1) 県の役割

文化振興に関する課題を把握しながら、将来の目指すべき方向性を明示し、具体的な施策に取り組むとともに、文化資源の他分野への活用や、産業振興や地域振興など関連する政策分野との連携を図ります。

(2) 各主体に期待される役割

県民、文化団体、文化施設、学校等、民間企業、市町村の各主体が、それぞれの役割を担いながら相互に連携、協働し活動することが期待されます。

■ 成果指標（4年後の姿）

文化の振興等の施策の着実な推進を図るため、基本目標に対して成果目標を設定します。

指 標	現状値 (令和3年)	目標値 (令和8年)
日頃から文化に親しむ県民の割合	53.0%	81.0%

※ 参 考

◎文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）

（地方文化芸術推進基本計画）

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

◎障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 47 号）

（地方公共団体の計画）

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。